

8 神栖総合公園サッカー場 B コート人工芝改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、8 神栖総合公園サッカー場 B コート人工芝改修事業（以下、「本事業」という。）の受託候補者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するため実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

第 1 趣旨

本事業は、サッカー場における競技安全性の向上、環境負荷の低減、および施設の長寿命化を同時に実現する必要がある。これらを満たすには、新技術の導入や高度な施工ノウハウ、優れた品質管理体制が不可欠であることから、価格のみにとらわれず、実績や専門的な提案力を総合的に勘案して最適な事業者を選定すべく、公募型プロポーザルを実施するものである。

第 2 概要

1 事業目的

本事業は、供用開始から 16 年が経過し、人工芝の摩耗や下地の硬化が進んでいる神栖総合公園サッカー場 B コートにおいて、人工芝の全面改修を行うものである。改修にあたっては、利用者の怪我を防止する高い安全性を確保するとともに、近年の猛暑に対応した熱中症対策、および環境負荷に配慮した施設へトリニューアルを図り、市民が将来にわたり安心・安全かつ快適にスポーツに親しめる環境を提供することを目的とする。

2 発注方式

人工芝の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

3 事業概要

- (1) 事業名 8 神栖総合公園サッカー場 B コート人工芝改修事業
- (2) 施工場所 茨城県神栖市奥野谷 6 1 7 0 - 1 6 地内
- (3) 事業内容 人工芝の設計・施工 一式
人工芝設置 約 8, 9 7 0 m²
仮設工 一式

(4) 施工条件

ア 別紙 1 「8 神栖総合公園サッカー場 B コート人工芝改修事業に係る要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に示す水準を満たす設計

とすること。

イ 別紙2「8神栖総合公園サッカー場Bコート人工芝改修事業特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）に基づき設計・施工すること。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月11日まで

5 事業に関する費用（見積限度額）

¥95,150,000（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

第3 プロポーザル方式採用理由

本事業の目的を達成するためには、単に人工芝を敷き替えるだけでなく、衝撃吸収性や表面温度上昇抑制などの「高い製品技術」、マイクロプラスチック流出を防ぐ「環境対策」、および施設の「長寿命化（コスト削減）」を総合的に実現する高度なノウハウが必要となる。これらは事業者（メーカー）によって提案内容や施工手法が大きく異なるため、価格のみで決定する一般競争入札では最適な品質の確保が困難である。よって、事業者の実績、施工体制、独自の技術提案等を総合的に評価し、本事業に最も適した最良の事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

第4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- 1 本市における建設工事に係る令和7・8年度有資格請負業者名簿に登録されている者であること。なお、登録工種は、舗装とする。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 公告日から受託候補者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年神栖町訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立

がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

- 5 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 6 関東地方に本店、支店、営業所のいずれかを有し、人工芝完成後の連絡調整及び修繕、メンテナンス時の速やかな対応が可能な態勢が整っていること。
- 7 工事配置予定技術者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）に加え、屋外スポーツ施設の建設に十分な経験があり、一般社団法人 日本運動施設建設業協会が認定する運動施設施工技士の資格を有する者を施工期間中常駐させ、施工管理技術・品質管理に万全を期すこと。
- 8 過去5年間（令和3年4月1日以降）において、国、都道府県又は市区町村などの官公庁やスポーツ団体、民間事業者などの発注による施工面積が4,000㎡以上の運動施設人工芝の新規設置または改修を元請または下請として受注した工事の実績を有する者であること。
- 9 市内に本店、支店、営業所のいずれかを営業所を有する者は、市納税義務に対し完納していること。

第5 担当部署（提出・問合せ先）

神栖市教育委員会文化スポーツ課 担当：萩原

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5（本庁舎5階）

電話：0299-77-7529（直通）

メールアドレス：b-sports@city.kamisu.ibaraki.jp

第6 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは表1のとおりとする。

なお、参加者の状況、審査の進捗状況等により日程を変更する場合がある。

（表1）

No	項目	期間等	備考
1	実施要領等の公開	6月30日（火）	市HPに掲載

2	現地確認申し込み	7月 6日（月）午後4時まで	
3	現地確認	7月 7日（火） 午前10時～ 予備日：7月9日（木）午前10時～	
4	質問書の受付	6月30日（火）～ 7月10日（金）午後4時まで	
5	質問の回答	7月15日（水）	市HPに掲載
6	参加表明書等提出期間	7月 3日（金）～ 7月21日（火）午後4時まで	
7	第1次審査（書類審査）	7月23日（木）（予定）	
8	第1次審査結果通知	7月下旬	
9	参加辞退届の受付	8月 7日（金）午後4時まで	
10	企画提案書提出期間	7月31日（金）～ 8月 7日（金）午後4時まで	
11	第2次審査（プレゼンテーション審査）	8月20日（木）（予定）	
12	第2次審査結果通知	8月下旬	
13	契約締結	9月上旬	

※「市HP」…神栖市ホームページ

第7 現地確認の申し込みと実施

既設の人工芝の状況を確認したい事業者は、次により参加申込書を提出する。

1 実施日時

令和8年7月7日（火） 午前10時から午後4時までの1時間
（予備日：令和8年7月9日（木））

実施日が雨天または荒天の場合には、予備日に延期するものとし、7月6日（月）午後5時までに参加申込者へメールにて連絡します。

なお、予備日が雨天または荒天の場合には、中止するものとし、7月8日（水）午後5時までに参加申込者へメールにて連絡します。

2 提出期間

令和8年6月30日（火）から令和8年7月6日（月）午後4時まで

3 提出方法

参加希望者は、現地確認申込書（様式第3号）に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「8神栖総合公園サッカー場Bコート人工芝改

修事業に関する現地確認」とし、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡することとし、電子メール以外の方法による申し込みは受け付けない。

4 提出先 神栖市教育委員会文化スポーツ課（前記第5参照）

5 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

(1) 本事業の応募者

(2) 現地調査の実施日に、本募集要領「第4 参加資格」の要件を満たしている者

6 調査方法

(1) 現場確認は参加希望事業者ごとに行い、確認時間は準備・撤収を含めて1時間までとする。また、実施時間については参加希望者に別途通知する。

(2) 参加者の確認を行うため、現場確認の際は名刺を持参すること。

(3) 本市立会いの下、行政事務等に支障のない範囲内で、原則として目視により現場確認をすることとする。ただし、メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器等、施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。

第8 参加表明書等の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

1 提出書類

(1) 参加表明書（様式第1号）

(2) 法人等の概要書（様式第5号）

(3) 事業実績（様式6号）

過去5年間（令和3年4月1日以降）において、国、都道府県又は市区町村などの官公庁やスポーツ団体などの民間事業者の発注による施工面積が4,000㎡以上の運動施設人工芝の新規設置または改修を元請または下請として受注した工事の実績を記載すること。

また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

(4) 事業実施体制（様式7号）

事業の実施体制、分担業務及び保有資格、略歴等について記入すること。

(5) 見積書（様式8号）

消費税及び地方消費税を含む本事業の提案見積価格を記載すること。

(6) 完納証明書の写し（本市の市税が課税対象である場合のみ）

（市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの）

- 2 提出期限 令和8年7月21日（火）午後4時必着
- 3 提出方法 持参又は郵送

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後4時まで提出するものとし、郵送の場合は、一般書留、簡易書留または特定記録郵便による提出に限る。

- 4 提出先 神栖市教育委員会文化スポーツ課（前記第5参照）
- 5 辞退届の提出

参加表明書提出後、第1次審査までに本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類 辞退届（様式第9号）1部
- (2) 提出方法 持参又は郵送

※持参又は郵送の場合の留意事項については、前記3参照。

- (3) 提出先 神栖市教育委員会文化スポーツ課（前記第5参照）
- (4) 提出期限 令和8年7月21日（火）午後4時必着

第9 質問書の受付及び回答

1 提出期間

令和8年6月30日（火）から令和8年7月10日（金）午後4時まで

2 提出方法

質問は、質問書（様式第2号）に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「8神栖総合公園サッカー場Bコート人工芝改修事業に関する質問」とし、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡することとし、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- 3 提出先 神栖市教育委員会文化スポーツ課（前記第5参照）
- 4 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月15日（水）までに本市ホームページ上に掲載する。また、回答した内容は、本要領及び仕様書、要求水準等の追加又は修正事項として取り扱う。

第10 第1次審査結果通知・提案書提出要請書の通知

上記「第7 参加表明書等の提出」を提出した者について、事務局において参加要件および提案内容について書類審査を行い、「第1次審査結果通知書」を送付する。なお、参加要件を満たしている者には、併せて「提案書提出要請書」を送付する。

- 1 通知日 令和8年7月下旬（予定）
- 2 通知方法 参加表明のあった審査書類提出業者へ電子メールで個別に通知する。

第11 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに関する提案書等は、次の方法で作成し提出すること。

1 提出書類

(1) 企画提案書表紙（様式第4号）

代表者印押印の上、企画提案書の鑑表紙として提出すること。

(2) 企画提案書（任意様式）

要求水準書（別紙1）および特記仕様書（別紙2）の事業内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。

(3) 工程表（任意様式）

(4) 見積内訳書（任意様式）

提出している見積書（様式第8号）の設計費と工事費などの内訳金額がわかる書類を提出すること。

(5) 提案製品のサンプル

審査委員で確認するため、サンプルは3つ用意すること。

2 企画提案書に係る作成要領

(1) 用紙はA4版とし、表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。

※A3版の資料を挿入する場合、A4版2ページ分としてカウントする（片面印刷とし、A4サイズに折ること。）。

(2) 書式は横書き、文字サイズを11ポイント以上とする。

(3) 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(4) 詳細な実施スケジュールを作成すること。

(5) 企画提案書は、必要最低限に留めること。

3 提出部数

「第11 企画提案書等の作成及び提出 1 提出書類」を（1）から（4）

の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

(1) 正本 1部 (代表者印押印のもの)

(2) 副本 8部 (正本の写し)

4 提出期限 令和8年8月7日(金) 午後4時必着

5 提出方法 持参又は郵送

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く、午前8時30分から午後4時まで提出するものとし、郵送の場合は、一般書留、簡易書留または特定記録郵便による提出に限る。

6 提出先 神栖市教育委員会文化スポーツ課 (前記第5参照)

7 辞退届の提出

提案書提出要請書の送付後、第2次審査までに本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類 辞退届(様式第9号) 1部

(2) 提出方法 持参又は郵送

※持参又は郵送の場合の留意事項については、前記5参照。

(3) 提出先 神栖市教育委員会文化スポーツ課 (前記第5参照)

(4) 提出期限 令和8年8月7日(金) 午後4時必着

第12 審査方法等

本プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

1 審査委員会の設置

事業の履行の最も適した契約の相手方をなる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

2 第1次審査(書類審査)

提出された参加表明書等を「第13 審査基準」の(表2)中の(1)、(2)で示す審査項目について評価し、高い評価を得た提案者から順に5者を選考する。

なお、提案者が5者を超えない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

(1) 実施日時 令和8年7月23日(木) 予定

3 第2次審査(プレゼンテーション審査)

第1次審査により選考された者が企画提案についてのプレゼンテーションを行い、「第13 審査基準」の(表2)中の「3 提案内容」で示す審査項目について評価し、第1次審査及び第2次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を受託候補者とし、第2位の提案者を次順位者とする。

- (1) 実施日 令和8年8月20日(木) 予定
- (2) 開始時間 後日通知する。
- (3) 実施場所 後日通知する。
- (4) 所要時間 1事業者につき、40分以内とする。

うち準備：5分以内

企画提案プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：15分以内

- (5) 内容 企画提案書の説明
- (6) 参加人数 主任技術者を含めて3人までとする。
- (7) 使用機器 PCは提案者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。なお、プロジェクターとPCの接続端子はUSB Type-AまたはHDMI、VGAとし、PCへ接続するケーブルは提案者が用意すること。
- (8) 留意事項
 - ア プレゼンテーションの際、提案資料以外の追加資料の使用は認めない。
 - イ 開始時間および場所については、決定次第、提案者にメールにて通知する。
 - ウ プレゼンテーションの内容は契約内容に準じて取り扱い、誠意をもって履行すること。
 - エ 他の提案者のプレゼンテーションは傍聴できない。

4 審査結果の通知

- (1) 第1次審査結果：令和8年7月下旬
提案者全員に対し、電子メールにより通知する。
- (2) 第2次審査結果：令和8年8月下旬
提案者全員に対し、電子メールにより通知する。
受託候補者の審査結果のみ市ホームページに掲載する。

5 参加者が1者の場合について

審査において、各審査委員の合計点の平均が60点以上(100点満点中)であれば、プロポーザル実施要領、特記仕様書、要求水準等を満たすと判断し、その提案者を受託候補者として決定する。なお、合計点の平均が60点

未満の場合であっても、審査委員会が必要と判断した場合は、提案者に対して追加ヒアリングや提案内容の改善を求める機会を設けることがある。この機会を通じて、プロポーザル実施要領、特記仕様書、要求水準書等の要求水準が満たされると判断された場合は、当該提案者を受託候補者とすることができる。

第13 審査基準

本プロポーザルは表2に基づき審査する。

(表2)

	審査項目	評価基準
第1次審査	1 事業実績	・事業を遂行可能と判断できる十分な実績として、本事業の内容と同種の事業実績があるか。
	2 価格審査	・提案上限額を超えないこと。 ・提案上限額に対する絶対評価でなく、提出されたすべての提案見積額を比較することによる相対評価とする。
第2次審査	3 提案内容	(1) 施工計画 ・施工計画、資材搬入計画、仮設計画、施工時期等は適正であるか。 ・地場産業の活用が見込まれた計画であるか。
		(2) 品質管理 ・要求水準を満たした人工芝になっているか。 ・環境に配慮した部材等を使用しているか。 ・保証期間の設定が優れているか。
		(3) 工程管理 ・設計、製造(調達)、施工の工程が適切であるか。 ・十分な安全対策が講じられた施工方法であるか。
		(4) 維持管理 ・耐久性にすぐれた部材等を使用しているか。 ・設置後10年間の維持管理方法及び費用等は優れているか。
		(5) 独自性 ・特記仕様書、要求水準書以上の技術提案があるか。 ・優れた衝撃吸収性や表面温度上昇抑制に関する工夫があるか
	合計	100点

※配点の詳細については非公表

第14 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- 2 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- 3 提案書等提出期限後に工事内訳書の金額に訂正を行ったもの。
- 4 第2次審査に出席しなかったもの。
- 5 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- 6 見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。
- 7 その他失格とするに足る事実が明らかになったもの。

第15 契約手続

- 1 選定した受託候補者から見積書を徴し、随意契約を締結する。
- 2 要求水準書（別紙1）および特記仕様書（別紙2）、受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本事業の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- 3 受託候補者の辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

第16 企画提案書等の著作権の取扱

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写という。）することができるものとする。
- 2 市は提出された企画提案書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託

候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第17 その他留意事項

- 1 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- 2 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とし、指名停止措置を行うことがある。
- 3 提出書類は返却しないととも、受託候補者の選定以外には無断で使用しない。
- 4 書類の作成、提出及び説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- 5 事業実施体制（様式第7号）に記載した配置予定の統括技術者、主任技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、神栖市と協議の上、決定するものとする。
- 6 神栖市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出るものとする。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。